

上告状兼上告受理申立書

平成27年12月4日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人 宮 部 慎 太 郎

〒680-1165 鳥取市下味野415-1(住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発有限会社内(送達場所)

(電話090-9121-9967)

(FAX 0857-54-1781)

上告人兼上告受理申立人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

被 上 告 人 兼 相 手 方 鳥 取 市 長

深 澤 義 彦

上記当事者間の、広島高等裁判所松江支部平成27年(行コ)第3号固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件控訴事件につき、平成27年11月25日に下記判決の言い渡しを受け、上告人兼上告受理申立人は、平成27年11月26日判決正本の送達を受けたが、同判決は不服であるから、上告提起及び上告受理の申立てをする。

第1 原判決の表示

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

第4 上告及び上告受理申立ての理由

おって、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

附 属 書 類

- 1 上告状兼上告受理申立書副本 1通